

不利益処分

処分名	重度心身障害者医療費助成金の支給
根拠法令	奄美市重度心身障害者医療費の助成に関する条例第8条
所管課	福祉政策課

1 処分基準

(1) 処分の内容

重度心身障害者医療費助成金の支給資格の取消し（助成金の全部又は一部を支給しない。）

(2) 処分の要件

受給資格者証の交付を受けている者が次のいずれかに該当したとき。

ア 偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けたと認められるとき。

イ 対象者の受けた保険給付等の原因が第3者の行為によって生じたものである場合において、当該第3者が損害を賠償したとき。

ウ この規則に違反したとき。